

【研究ノート】

アイヌ民族の遺骨返還への課題 —アメリカ合衆国との比較を通じて—

中村尚弘

要旨：博物館や大学に保管されてきた先住民族の遺骨の先住民族への返還と再埋葬は、近年、世界各地で進められてきた。日本でも、1980年代からアイヌ民族が大学に保管されている遺骨の返還を要求し、2012年には北海道大学からの遺骨返還を求める訴訟が起こされ、和解によりアイヌ遺骨の再埋葬が実現した。しかし、いまだ大学などに保管されているアイヌ遺骨は1,600体余に上る。2011年以降、国は個人の特定できない遺骨を白老に設置される「民族共生の象徴となる空間」に集約し、慰霊することを検討しているが、活動家を中心に地域返還を求める声も聞かれる。アメリカ合衆国では、1990年に制定されたアメリカ先住民族墓地保護返還法（NAGPRA）により遺骨の返還が制度化され、推進されてきた。しかし、特定の先住民族との関連性が認められない遺骨の数はいまだ膨大である。本稿では、アメリカ合衆国での近年の動向や法制度を参照しつつ、日本の文脈では個人の特定できない遺骨も含めて地域返還や再埋葬の可能性はないのか、それにはどのような障害があるのかなど、今後の課題を展望し解決策を示す。

キーワード：アイヌ、遺骨、アメリカ合衆国、NAGPRA、先住民族

1. はじめに

2012年11月、北海道浦河出身のアイヌ民族3人が北海道大学を相手取り、浦河町柙臼の墓地で発掘され持ち去られた9体の遺骨の返還、および慰謝料を求めて札幌地方裁判所に訴訟を起こした。2014年1月には紋別で、5月には浦幌で同様の訴訟が続いた。これらの訴訟で返還を求められたアイヌ民族の遺骨は、北海道大学医学部所属の「保管庫」に保管されていた1,027体のうちの一部である。アイヌ民族による遺骨の返還要求は1980年代に海馬沢博により始められたものの、北海道大学は遺骨の返還に前向きな姿勢を見せず、遺骨は合法的に収集され、科学研究のための貴重な資料であるという姿勢を長く崩してこなかった（北海道大学 2013：91）。一方、2007年9月の国際連合総会での「先住民族の権利に関する国際連合宣言」採択と日本の賛成票投票、2008年6月6日の衆参両院での「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議案」の採択以後、国は2010年に「民族共生の象徴となる空間」作業部会をアイヌ政策推進会議の下に設置した。2011年6月にまとめられた報告書では、「アイヌの精神文化の尊重という観点から、各大学等に保管されているアイヌの人骨について、遺族等への返還が可能なものについては、各大学等において返還するとともに、遺族等への返還の目途が立たないものについては、国が主導して、アイヌの人々の心のよりどころとなる象徴空間に集約し、尊厳ある慰霊が可能となるよう配慮する」（「民族共生の象徴となる空間」作業部会 2011：8）と述べられた。2011年からはアイヌ政策推進会議の下に設置された「政策推進作業部会」により、「集約の対象となる人骨を特定し、人骨の返還や集約の進め方に関する検討を行うため、各大学等の協力を得て、アイヌの人骨の保管状況等を把握する」（「民族共生の象徴となる空間」作業部会 2011：8）ための具体的な作業が行われてきた。文部科学省は2013年6月「大学等におけるアイヌの人々の遺骨の保管状況の調査結果」を発表（2014年1月更新）、2014年6月には、「個人が特定

されたアイヌ遺骨等の返還手続に関するガイドライン」(以下、「返還ガイドライン」)が策定されている。

近年の日本では、19世紀後半から20世紀にかけて研究者などがどのようにアイヌ人骨を収集し、法律に基づいた適切な手続きがなされたのかなどを吟味する論考が出されてきた(浜 2007; 植木 2008; 北海道大学 2013)。これらの論考には資料を丁寧に検証し、読みごたえのあるものも存在する。その一方で、そのように収拾されて大学に保管されてきたアイヌ遺骨を今後どのように取り扱っていけばよいのか、アイヌ民族への返還を目指すならばどのような問題が存在し、どのように解決していかなければならないのかなどを分析した論考はまだ存在しない。北大遺骨返還訴訟に関しては原告の一人が自伝を刊行し、その中で遺骨の保管状況や裁判に至ったいきさつなどを記しており(小川 2015)、原告を支援する団体もオンラインで主張を述べてきた¹。しかし、これらの中には現時点で何が可能なのか、日本の法体系や遺骨の保管状態などの現実を見据えずに、北海道大学や「返還ガイドライン」を批判すること自体が目的のようなものが見受けられる。もちろん、文部科学省の調査で明らかにされたとおり、全国の大学に保管されている1,653体の遺骨のうち身元が特定できるのはわずかに23体という事実は、大学でいかに遺骨が粗雑に扱われてきたかを示唆するものであり、遺族らの怒りを招くのも無理はなく、大学の姿勢が責められるのもやむを得ない。また、2002年には当時の北海道ウタリ協会が「アイヌ人骨台帳」の公開を北海道大学に求めたにも関わらず、公開されるまでに7年を要するなど大学の対応は遅く(北海道大学 2013: 109-112)、情報を公開してこなかったために裁判という結果になってしまったという側面もある(小川 2015: 181-194)。今後、国の方針として遺族等への返還の目途が立たない遺骨は慰霊施設に集約されるのが最善なのであろうか、あるいは、他にとりうる道はないのであろうか。

そこで本稿では、アメリカ合衆国での近年の先住民族遺骨返還に関する法制度などの動向を参照しつつ、日本の文脈では個人の特定できない遺骨も含めて地域返還や再埋葬の可能性はないのか、それにはどのような障害があるのかなど、今後の課題を展望する。アメリカ合衆国を参照するのは、1990年に制定されたアメリカ先住民族墓地保護返還法(The Native American Graves Protection and Repatriation Act, 以下NAGPRA)により遺骨の返還が推進され、文献の蓄積も進んだからである。もちろん、社会背景の異なる2国を単純に比較して一方の事例を他方に適用することには慎重にならねばならないが、先住民族と博物館との交渉の進捗やその障害などを議論した論考や、NAGPRAの限界などを議論した論考は日本におけるアイヌ遺骨返還にも知見を与えることが多い。また、このような比較は、活動家の主張や「返還ガイドライン」の思想・「政策推進作業部会」での議論を第三者的な観点から検証し、今後を展望するのにも有用である。

合衆国での議論を参照するにあたり、英語の概念を日本語にどう対応させるかは容易ではない。NAGPRAでは遺骨・副葬品・神聖な品をCultural Itemと総称し、Cultural Itemの物理的な所有あるいは管理とそれに関連する法律的権益の遺族・子孫・先住民族機関への移管をRepatriationと定義している(National Park Service 不明)。National Park Serviceのホームページには用語集もあり、占有保持、所有権の移譲、管理の移管、返還、などの語が定義されているが、厳密に区別のつきにくい用語も多い。本稿では、議論を簡潔にするために「返還」の語をRepatriationの意で使用する²。

データは主に、「政策推進作業部会」議事概要（以下、議事概要）、『北海道大学医学部人骨収蔵経緯に関する調査報告書』（北海道大学 2013）、北大遺骨訴訟訴状・意見陳述書・準備書面から取得した。議事概要は内閣官房アイヌ総合政策室、北大遺骨返還訴訟に関連する資料は北大開示文書研究会のホームページでいずれも公開されている³。なお、北大遺骨返還裁判における祭祀継承権などをめぐる法律の解釈については別稿で議論したので、そちらを参照してほしい（Nakamura 印刷中）。

2. アメリカ合衆国における先住民族遺骨返還と NAGPRA

博物館などに保管されてきた遺骨や副葬品・神聖品の先住民族への返還は、近年、世界各地で交渉が進み、それに伴い、英語圏では 1990 年に NAGPRA の制定されたアメリカ合衆国を中心に文献の蓄積も進んできた（Kakaliouras 2012 : 212 ; 合衆国の文献の例としては Childs 1980 ; Thomas 2000 ; McKeown 2010 ; Colwell-Chanthaphonh 他 2011 ; Kuprecht 2012 ; Schillaci and Bustard 2012 これ以外にもイギリスの事例 Jenkins 2011 ; カナダの事例 Hamilton 2010 ; 国際間での返還 Greenfield 2007 など を参照）。論考の筆者も、博物館関係者ばかりでなく、先住民族で実際に返還交渉にかかわった者、人類学者や政府機関関係者など多岐にわたっている。2010 年には、*Museum Anthropology* 誌が NAGPRA 制定 20 周年記念特集を組んだ⁴。合衆国では、NAGPRA 制定以前にも遺骨・資料返還を実現させるために博物館と交渉してきた事例もあり、その経緯や成果も出版されている。その一つは、Merrill 他 (1993) による Ahayu:da の先住民族ズニへの返還である。Ahayu:da はズニにより崇められる双子の戦争の神であり、その木像は神殿に祀られ、門外不出とされてきた。しかし、盗難、あるいは同化政策の苦境の中でズニ自身が収集家に売り払ったなどの理由で博物館所蔵となったものもあり、ズニは Ahayu:da の返還を博物館と交渉してきた。その結果、1987 年にはスミソニアンから、1990 年にはデンバー美術館に所蔵されていた Ahayu:da の返還が実現した。Merrill 他 (1993) によると、スミソニアンとの交渉は 9 年間に及ぶなど困難を極めるものであったという。スミソニアンにとっては、このような先住民族からの所蔵品の返還要請を受けた経験が当時はなく、また、所蔵されている Ahayu:da は法的・倫理的に適切な方法で収集されたものと信じていたため、返還を躊躇した（Merrill 他 1993 : 545）。一方、デンバー美術館は、公的機関として所蔵品を責任をもって管理するという役割を放棄することになり、将来的には所蔵品の大半を失うことにつながる先例となってしまうと考えていた（Merrill 他 1993 : 531）。それに対し、ズニ側は、門外不出であるはずの Ahayu:da が博物館に所蔵されているのは何者かが非合法的に持ち出したに違いなく、精神文化の保護のためにもなぜ返還が重要なのかを時間をかけて説明した。そして、連邦法 18 条 1163 項インディアン部族組織からの横領・盗み（Embezzlement and theft from Indian tribal organizations）を法的根拠とし、民族財産回復の正当性も主張した（Ferguson 2010 : 194）。のちに Ferguson (2010 : 194) は、博物館側に時間をかけてなぜそれが合法的に収集されたものでないかを説明して納得させたことが返還につながった一つの要因と述べている。Merrill 他 (1993 : 546) も、所蔵品の返還は博物館側にとっても容易な問題ではないことをズニ側が認識し、非対立的・非攻撃的に交渉したことが成功の要因となったと述べている。

デンバー美術館からズニへの Ahayu:da の返還が実現した 1990 年に NAGPRA が成立する。NAGPRA は、連邦政府から財政補助を受ける博物館などの機関に対し、所蔵する先住

民族の遺骨などのデータを公開し、先住民族への返還可能性を探ることを義務付けることにより、アメリカ先住民族の遺骨を含めた文化史料 (Cultural Items) が尊厳ある扱いを受ける権利の保護を目指した (National Park Service 不明)。NAGPRA を特に効果的にしてきたのが「文化的関連性 (Cultural Affiliation)」という概念であり、この概念の精緻化に費やされてきた労力は見過ごすことができない (Kuprecht 2012 : 50)。「文化的関連性」とは、過去に存在した民族と現在の民族との間に共通の文化背景・アイデンティティがあるかどうかを指標にし、過去に存在した民族のものであると思われる遺骨や史料と現在の先住民族との関連性を図るものである。「文化的関連性」は必ずしも「科学的」に証明される必要はなく、居住地域、血縁、言語、民話、口承文芸など 10 の指標を基に、51%の確率で関連があると推測されればよいと定められている (Colwell-Chanthaphonh 他 2011 : 27-28)。「文化的関連性」が認められれば、その民族の中で特定の個人との関連性があるかどうかをさらに検証され、認められる場合はその個人へ、認められない場合はその民族を代表する機関への返還・所有権の移管・管理権限の移管などが図られることになる。なお、遺骨やその他の史料が必ずしも先住民族側に返還されるわけではなく、先住民族側の希望により博物館が管理を継続することもある (Colwell-Chanthaphonh 他 2011 : 38)。こうして、合衆国では、NAGPRA が博物館側に遺骨・副葬品データの公開や先住民族との交渉開始を義務付けることにより、遺骨の返還や再埋葬が制度化され、加速した (Merrill 他 1993 : 524)。

しかし、Colwell-Chanthaphonh 他 (2011 : 27) によれば、NAGPRA のもとでどの民族と「文化的関連性」があるのか判明した遺骨は、2010 年までの 20 年間で、博物館などに所蔵されたいものうち 27% (42,000 体) に過ぎず、それに対し「文化的関連性」が判明しない遺骨は 115,000 体、副葬品などが 100 万点に及んだという。「文化的関連性」の証明できない遺骨や史料にはデータの欠落という要因がある一方で、NAGPRA 自体が要因になる側面もあった。すなわち、連邦法として NAGPRA は制定当初、連邦政府に認定されたアメリカ先住民族のみが「文化的関連性」の有無を調査する対象となった。したがって連邦政府には認定されていないが州政府により認定されているおよそ 200 のアメリカ先住民族、もしくはどちらからも認定されていないアメリカ先住民族は NAGPRA のもとで「文化的関連性」の有無を調査する対象とはならなかった。したがって、博物館は「文化的関連性」の認められない遺骨も返還の可能性を探ることが NAGPRA により義務付けられるのかどうか、あるいはどのように探ればよいのか、という問題が生じた。さらに、複数の民族との「文化的関連性」が認められていずれの民族もが返還を要求した場合の解決方法も明確ではなかった (Colwell-Chanthaphonh 他 2011 ; Schillaci 他 2012)。

この問題を解決するため、2010 年春に NAGPRA が内務省により改定される。改定された NAGPRA では、連邦政府に認定されている民族との「文化的関連性」が認められない遺骨や副葬品などについては、先住民族居留地内から発掘・あるいは発見されたかどうかを博物館に確認することが求められた (Colwell-Chanthaphonh 他 2011 : 28)。そして、そのような事実が確認されれば、博物館が「積極的に (Proactively)」その居留地の先住民族、さらには周辺の民族とも情報を交換し遺骨の返還交渉をすることが要求されることとなった (Colwell-Chanthaphonh 他 2011 : 28)。交渉には優先順位があり、まずはその居留地の民族、そしてその周辺の民族へと進んでいく。そして、どの民族も返還を望まなかった場合は、他の地域の民族、あるいは内務省の同意の下連邦政府に認定されていない先住民族との交

渉、あるいは遺骨の場合州法に従って再埋葬することも可能となった。こうして、ある遺骨がある民族への返還へと合意がなされた場合はその事実を博物館が公示し、30日以内に他の民族からの申し立てがない場合は返還が実現する。このように、アメリカ合衆国では、2010年に改定されたNAGPRAの下に、「文化的関連性」が判明しなくても、どの地域から発見・発掘されたのかが判明している遺骨については先住民族側への移管、あるいは再埋葬への道が広がった。博物館が遺骨を管理し続けるをことを求められるのは、遺骨の発見・発掘場所が完全に不明であるか、「文化的関連性」もなく先住民居留地外から発見・発掘されている場合に限られることとなった（Colwell-Chanthaphonh 他 2011 : 28）。

NAGPRA は必ずしも先住民族の側の要求を常に認めるものではないことも記しておかねばならない。1996年にワシントン州で発見された9,000年前の人骨（Kennewick Man）をめぐっては、現代に生きる先住民族との間に「文化的関連性」があるのかが問題となった。すなわち、Kennewick Manの発見された地域のアメリカ先住民族5部族が連合で「文化的関連性」を主張し、NAGPRAに基づいて再埋葬するため骨の引き渡しを要求したのに対し、スミソニアンに所属する人類学者らが「科学的な研究」をする権利とともに引き渡し差し止めを求め、訴訟を起こしたものである（Greenfield 2007 : 321 ; Thomas 2000も参照）。連邦裁判所はKennewick Manとそれが発見された地域周辺の現在の先住民族との間に「文化的関連性」は必ずしも認められないとの判断を下し、Kennewick Manの先住民族への返還が差し止められることとなった。また、裁判で先住民族側がNAGPRAが適用されるかどうかの確認を求める訴訟は先住民族のみができることを主張したのに対し、連邦裁判所は判決の中で何人でも起こすことができることを示唆した（Greenfield 2007 : 321-325）。このように、NAGPRAは合衆国内で発見されたすべての古人骨に自動的に適用されて先住民族への返還へと道筋をたどるわけではなく、現在のアメリカ先住民族と「文化的関連性」が確認されない古人骨には、NAGPRAも適用されない（Greenfield 2007 : 325-326）。Greenfield（2007 : 325）によれば、これによりNAGPRAは先住民族と科学者双方の欲求のバランスをとろうとしているという。

このように、法律では単純に解決されない問題も存在するが、NAGPRAが遺骨返還に関して合衆国で全国的な議論を展開させ、博物館・先住民族双方が知識や経験を蓄積させてきたことは間違いない（Kakaliouras 2012 : S212 ; Erdrich 2010 ; Ferguson 2010 ; Hemenway 2010も参照）。そして、先住民族と博物館側との双方に利益となるような現実的な提言もなされてきた。例えば、「遺骨が遺族や子孫に返還されるためには、所蔵品の綿密な背景の調査が不可欠である」（Martinez 他 2014 : 199）、「先住民族は博物館に対して攻撃的になるべきではない」（Merrill 他 1993 : 546）、「博物館には、所蔵されている遺骨や副葬品などの詳細なデータを先住民族代表者と共有することが求められる」（Merrill 他 1993 : 550）、などである。さらに、デンバー科学技術博物館の例にみられるように、多くの博物館が先住民族の遺骨はまず返還の可能性を探るという姿勢を見せるようになった。ただ、「文化的関連性」の判明しない遺骨が115,000体、副葬品などは100万点という数が示す通り、博物館側には気の遠くなるような量の作業が課されているということも事実である（Colwell-Chanthaphonh 他 2011 : 39）。

3. 日本におけるアイヌ遺骨返還と法制度・社会背景

初節でも述べたように、日本でのアイヌ民族による遺骨返還要求は、1980年に海馬沢博が遺骨の遺族への返還を求めたことに端を発する（北海道大学 2013：82-83）。しかし、当初、北海道大学はアイヌ人骨は「適切な」手続きを経て収集されたという姿勢を崩さず、返還には消極的であった。北海道大学が遺骨を一带ごとに照合・確認する作業に本格的に取り掛かったのは 2010 年であり（北海道大学 2013：117）、その間、北海道大学から返還された遺骨は、35 体にとどまる（北海道大学 2013：106）。また、発掘当初から一体ごとに記録をせず、保管・管理体制もずさんであったことなどから身元不明の遺骨が大半を占める、あるいは遺骨の一部しか存在しないという事態に陥っており（北海道大学 2013：117）、北海道大学も含めた大学などに保管されている遺骨 1,653 体のうち身元が特定できたのは 23 体である。

国の定めた「返還ガイドライン」では、身元の特定された遺骨の返還方法についての手続きが述べられた。基本的には、民法に則り祭祀継承者への返還を図るものであり、祭祀継承者をどのように認定するかなどが述べられている。しかし、実際にこの手続きのもとで祭祀継承者と思われる個人への遺骨の返還が実現するかどうかは定かではない。なぜなら、発掘から数十年を経ていることもあり、「大勢の者は自分が返してもらべき立場なのか本人も分からず、自分の住んでいる地域から発掘されたというのは分かるという程度」

（議事概要 2014 年 2 月 28 日）であり、たとえ個人名が特定された遺骨であったとしても、公開される情報に特定された遺骨の個人名は含まれていない。これは、遺骨の個人名を広く公開することで、アイヌ民族であることを公にしていない遺骨の血縁関係者の民族背景が明らかになる危険性のためである（議事概要 2016 年 3 月 24 日）。ここには、日本社会における民族マイノリティへの寛容性の乏しさや、差別の存在がある。その代替手段は存否確認のプロセス、すなわち遺族の側から該当する遺骨があるかどうか問い合わせってもらう（議事概要 2016 年 3 月 24 日）のであるが、遺族が民族背景を明らかにしていない場合、そのような遺族が実際に遺骨の返還を望むと仮定することもできない。

さらに、民法に則って返還が祭祀継承者に限定されることで、遺骨の祭祀継承者が実際に特定できるのかも計り知れず、これは北大遺骨返還訴訟の経過に如実に表れている。すなわち、この訴訟で返還が要求された 9 体の遺骨は浦河町の杵臼墓地から持ち去られたものであることが判明しており、3 人の原告もいずれも浦河出身のアイヌ民族であった。したがって、9 体の遺骨と 3 人の原告の血縁関係を証明することはそれほど難しいことではないと考えられるし、実際、遺骨の一体は原告小川隆吉のおじのものであった。しかし、遺骨の所有権は裁判例によれば祭祀承継者に帰属し、かつ祭祀継承者は慣習によっても決定されるため、返還を望む個人は祭祀継承権を継承する可能性のある個人がほかに存在しないという事実を証明しなければならない（議事概要 2013 年 2 月 22 日・2014 年 5 月 14 日参照）。返還する意図を見せつつ自主的には返還へと前進しないという北海道大学のこのような姿勢は、遺骨を返還したあとに祭祀継承権を有すると思われる別の個人が現れ、新たな争いに巻き込まれる事態を嫌ったためである（議事概要 2013 年 2 月 22 日）。したがって、北海道大学は裁判の成り行きに任せ、裁判所の指示に従うという方針を採った。最終的には、2016 年 3 月に札幌地方裁判所から出された和解案で、遺骨は原告が設立した「コタンの会」に引き渡すが、その後生じた祭祀継承権に関わる問題に北海道大学は責

任を問われないということで決着した。さらに、9体のうち身元の特定ができなかったものについては、2017年9月まで祭祀継承権を継承する者を探す努力をするが、それまでに判明しない場合は「コタンの会」へ引き渡し、再埋葬するという条項が和解案に含められた。原告の弁護士市川守弘は、これによりアイヌ遺骨の地域返還への道が開けたとするが、この和解案では「コタンの会」は遺骨の管理者として認定されただけであって、遺骨の所有権や祭祀継承権についての判断はなされていない⁵。いずれにしても、期限を区切った上でほかに祭祀継承者と思われる個人が申請に至らない場合は申請した祭祀継承者に返還し、競合する場合は当事者間に解決をまかせる、あるいは家庭裁判所が判断するという方針は「政策推進作業部会」でも議論されている（議事概要 2015年2月5日）。

しかし、このような方針が適用されるのは身元の判明している遺骨のみである。繰り返しになるが、大学などに所蔵されている遺骨の大半は身元が判明していない。2011年6月にまとめられた「民族共生の象徴となる空間」作業部会報告書（2011：8）では、「遺族等への返還の目途が立たないものについては、国が主導して、アイヌの人々の心のよりどころとなる象徴空間に集約し、尊厳ある慰霊が可能となるよう配慮する」と述べられ、政策推進委員会でも2020年の実現を目指して議論が進められてきた。議事概要（2013年4月19日）によれば、慰霊施設の設置は、有識者懇談会において北海道ウタリ協会が機関決定を経て行った政策提言に含まれていたものであり、「アイヌの多数の人々」の意向と受け止められていたはずという（アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会 2009：34）。そして、政策推進作業部会の中でも「1,600体程もある骨を人間として早く慰霊施設に入れてもらいたい。その上で研究者も入れながら返還に向けて調べていけばよいわけで、慰霊の関係を一日でも早く進めてもらいたい」（議事概要 2013年4月19日）という声が上がっている。

これに対し、一部のアイヌ民族や活動家は、集約することでこれまで遺骨が粗雑に扱われてきた個々の大学の道義的責任が曖昧になってしまうことを懸念し⁶、また、「民族共生の象徴となる空間」内に設置される予定の慰霊施設は、「新たなアイヌ人骨の研究の場としての「野外博物館的空間」整備に過ぎ」（榎森 2014：1）ないと厳しく糾弾してきた。このような活動家らは、すべての遺骨の身元が特定されて遺族に返還されるべきであると主張している。

4. 返還のめどのつかない遺骨の取り扱いと今後の課題

日本での先住民族遺骨の返還は、2010年代になってようやく実現に向けての議論が国レベルで始められたばかりである。そして、アイヌ民族が望むような、遺骨の遺族への返還・あるいは再埋葬がすみやかに実現するような状態には程遠い。このような事態を少しでも進展させるために、文献の蓄積されている合衆国の事例から日本に示唆できる点はないのであろうか。以下、3点に絞って指摘したい。まずは、政府や大学・博物館の姿勢と法制度の違いである。すなわち、合衆国では NAGPRA により博物館側に返還交渉開始の努力義務が課され、遺骨はまず先住民族への返還が図られるというように、博物館側の姿勢が変わってきた。また、「文化的関連性」は51%の確率で証明されればよい。さらに、NAGPRA 制定から20年を経て、発見・発掘された場所が先住民族居留地内であれば、「文化的関連性」の認められない遺骨にも返還の道筋を付けるという方針を採用した。一方、日本では、

身元が判明して返還を求められている遺骨でさえ、祭祀継承権などの概念を持ち出して厳密な関連性の証明を要求し、大学が遺骨が返還された後にさらに争いに巻き込まれることを忌避し、消極的な姿勢のままとどまっている。そして、身元が判明しない大多数の遺骨は集約されるという方針が定まった。これには活動家が個々の大学の同義的な責任があいまいになると批判し、さらには白老の慰霊施設も名を変えた研究施設であると糾弾している(榎森 2014 : 1)。にも関わらず、「政策推進作業部会」では自然人類学者など一部の委員が研究継続の必要性を主張して返還に消極的な姿勢を示し、相当な時間が費されている。もちろん合衆国でも、NAGPRA の改定された 2010 年以降、遺骨の返還が科学的な損失につながるとの声はあった(Kakaliouras 2012 : S211-S212)。しかし、Colwell-Chanthaphonh 他(2011 : 37) が指摘するように、「科学的な研究」を行うことはありとあらゆる行為の免罪符にはならず、科学的関心の追究は正義・宗教的信条・多文化間の価値観の違い・基本的な人権の保護などにより制限されるのもでもある。さらには、「先住民族を保護する」ために行われてきた政策が実際には先住民族を窮地に貶めてきた歴史的事実を鑑みれば、「アイヌのため」という名目で研究継続をもくろむことが、はたしてアイヌのためになるのかどうかは定かではない。アイヌ遺骨の場合、大学におけるずさんな取り扱い方が問題になってきており、かつ、遺骨は近年ではほとんど研究にも使用されてこなかったのであるから、遺骨はまずは返還されることを目指し、仮に慰霊施設に集約されたとしても研究に使用しないとされてもよい。

次に、NAGPRA は博物館側に情報公開の義務を課した。それに対し日本では、政府や大学側からの情報公開が十分とは言いがたく、それは北海道大学が人骨台帳を長く公開しなかったことや以下のような政策推進委員会での発言に表れている。

閣議決定では集約を行うとしているが、実際に地域の皆さんの意見を伺うと象徴空間への集約に異論はないという地域がある一方で、集約に対する異論もかなり多く、集約を前提とするのではなくて、地域から発掘されていることが分かる遺骨は直接地域に直ちに返してほしいという地域が多々あった。ただし、地域返還をかなり強く主張されていた地域において、改めて説明をよく聞けば政府の方針は理解するし、その方針で進めて欲しいというところもあるなど、政府の方針については必ずしも地域の隅々まで浸透しておらず、そういう意味ではこれまで伺ったところにおいても、説明が不十分で政府の取組が理解されていないが故の御意見であるということもあるかもしれない。(議事概要 2015 年 2 月 5 日)

最後に、身元の判明しない人骨について返還を進める手立てはないのであろうか。政策推進作業部会では収集場所や時期を参考に、一体でも多く遺骨の一致を目指し、アイヌ民族の同意を得て DNA 鑑定を活用も検討するという方針を固めたが⁷、身元特定には一体ずつ祭祀継承者とつき合わせていくという作業を経ることになり、相当複雑な作業であると思われる。しかし、「文化的関連性」の判明しない遺骨が 2010 年時点で 115,000 体存在した合衆国と違い、アイヌ遺骨の場合、発見された場所がわからない遺骨は 13 体のみであり(議事概要 2013 年 6 月 14 日)、もし地域への返還・再埋葬が可能ならば一つの解決へ向けて大きく前進することになる。浦河での訴訟で原告の設立した集団が遺骨の管理者とし

て認められたように、遺骨の所有権や祭祀継承権、あるいは法律に基づいたアイヌ民族を代表する機関、地域のアイヌ民族を代表する機関の欠如などの法律的な判断に妥協点を見出せば、その地域のアイヌ民族との「文化的関連性」はあると仮定し、地域への移管、あるいは再埋葬を追求することも不可能ではないと思われる。政策推進委員会では、「あるいは将来的に地域返還して慰霊をしたいという個人が返還を申請する可能性」（議事概要 2014年2月28日）が認識された。それならば、日本の文脈で個人以外への返還がどのように可能なのか、具体的な指針を作るべきなのか、あるいは申請があったときに個別対応していくのか、その辺りの議論は積極的に進められてよい。

「民族共生の象徴となる空間」やそこに建設される予定の慰霊施設は現在進行中の事象であり、今後どのように事態が進行するかは予測がつかない部分もある。それでも、先住民族の懸念を払拭するような方針や姿勢を大学や政策推進作業部会がしっかり示すことは可能であろう。

注

1. 北大開示文書研究会など：<http://hmjk.world.cocacn.jp/index.html>
2. 後述するとおり、北大遺骨訴訟における和解案では、遺骨を引き渡された「コタンの会」は遺骨の管理者として認定されただけであり、「法律的権益の遺族・子孫・先住民族機関への移管」は厳密には行われていない。しかし、北海道大学が引き渡された遺骨の法律的権益を今後も追求するとは考えにくく、実質的には法律的権益も含めた返還（Repatriation）と解釈しうる。
3. 内閣官房アイヌ総合政策室 URL: <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainusuishin/meetings.html>。北大開示文書研究会は注1参照
4. *Museum Anthropology*, 2010 Vol. 33, Iss. 2.
5. これは、2016年11月に和解合意した紋別での訴訟でも同様である。
6. 北大遺骨返還訴訟 2013年4月19日、第3回口頭弁論での小川隆吉の意見陳述
7. 北海道新聞 2016年12月23日・28日

参考文献

アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会

2009 「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会報告書」

URL: http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainu/dai10/siryou1_en.pdf

Childs, E.C.

1980 *Museums and the American Indian: legal aspects of repatriation. Council for Museum Anthropology Newsletter* 4 (4): 4-27.

Colwell-Chanthaphonh, C., R. Maxson and J. Powell,

2011 The repatriation of culturally unidentifiable human remains. *Museum Management and Curatorship* 26 (1): 27-43.

榎森進

2014 「政府「アイヌ遺骨返還ガイドライン」をメッタ斬り！」『アイヌ遺骨返還訴訟ニューズレター』9: 3-6.

Erdrich, H.E.

2010 National monuments. *Museum Anthropology* 33 (2): 249-251.

Ferguson, T.J.

2010 Repatriation of Ahayu:da: 20 years later. *Museum Anthropology* 33 (2): 194-195.

Greenfield, J.

2007 *The Return of Cultural Treasures*, Cambridge University Press, Cambridge.

浜靖史

2007 『アイヌ墓地をあばいたイギリス人たち』文芸社、東京。

- Hamilton, M.A.
2010 *Collection and Objections: Aboriginal Material Culture in Southern Ontario*, McGill-Queen's University Press, Montreal.
- Hemenway, E.
2010 Trials and tribulations in a tribal NAGPRA program. *Museum Anthropology* 33 (2): 172-179.
- 北海道大学
2013 『北海道大学医学部アイヌ人骨収蔵経緯に関する調査報告書』国立大学法人北海道大学, 札幌.
- Jenkins, T.
2011 *Contesting Human Remains in Museum Collections: The Crisis of Cultural Authority*, Routledge, New York.
- Kakaliouras, A.M.
2012 An anthropology of repatriation: contemporary physical anthropological and Native American ontologies of practice. *Current Anthropology* 53 (5suppl.): S210-S221.
- Kuprecht, K.
2012 The concept of 'cultural affiliation' in NAGPRA: its potential and limits in the global protection of indigenous cultural property rights. *International Journal of Cultural Property* 19: 33-63.
- Martinez, D.R., G.T. Wendy and K. Kennedy-Richardson,
2014 Returning the tataayiyam honuuka' (Ancestors) to the correct home: the importance of background investigations for NAGPRA claims. *Curator: The Museum Journal* 57 (2): 199-211.
- McKeown, C.T.
2010 "A willingness to listen to each side": The Native American Graves Protection and Repatriation Review Committee, 1991–2010. *Museum Anthropology* 33 (2): 218-233.
- Merrill, W.L., E.J. Ladd, T.J. Ferguson, E. Cruwys, A.S. Downer, C.F. Feest, C.J. Frisbie, J. Herold, S. Jones, R. Layton, and L.J. Zimmerman,
1993 The return of the Ahayu:da: lessons for repatriation from Zuni Pueblo and the Smithsonian Institution. *Current Anthropology* 34 (5): 523-567.
- 「民族共生の象徴となる空間」作業部会
2011 「「民族共生の象徴となる空間」作業部会報告書」アイヌ政策推進会議.
- Nakamura, N.
印刷中. Cultural affiliation is not enough: the repatriation of Ainu human remains. *Polar Record*
- National Park Service.
不明. NAGPRA glossary. <https://www.nps.gov/nagpra/TRAINING/GLOSSARY.HTM> (accessed 30 May 2016) .
- 小川隆吉
2015 『おれのウチャシクマ：あるアイヌの戦後史』寿郎社, 札幌.
- Schillaci, M.A. and W.J. Bustard,
2012 Controversy and conflict: NAGPRA and the role of biological anthropology in determining cultural affiliation. *PoLAR: Political and Legal Anthropology Review* 33 (2): 352-373.
- Seidemann, R.M.
2010 NAGPRA at 20: what have the states done to expand human remains protections? *Museum Anthropology* 33 (2): 199-209.
- Thomas, D.H.
2000 *Skull Wars: Kennewick Man, Archaeology, and the Battle for Native American Identity*, Nevraumont, New York.
- 植木哲也
2008 『学問の暴力：アイヌ墓地はなぜあばかれたか』春風社, 横浜.

(なかむら・なおひろ／フィジー・南太平洋大学 地理 地球科学 環境学科)